

## 論文審査報告の結果の要旨

論文提出者氏名 菅原 光 (すがわら ひかる)

論文題目 西周における法と秩序  
——秩序観における伝統と近代

提出論文は、いわゆる明治啓蒙期を代表する思想家であった西周の政治思想を扱った研究である。明治初年の思想界において西周は福沢諭吉と双璧をなす存在であったにも拘らず、従来の西研究は翻訳語の成立史や「軍人勅諭」の起草過程など特定の局面を分析したものが多く、その思想の全体像の解明は福沢の場合と比べて著しく遅れていた。これに対して本論文は、表題のように、西周の法と秩序に関する議論を中心にしながら、西の多様な活動を貫く思考態度を抽出することで研究史上の空白を埋めたものである。提出論文の構成及び要旨は、以下の通りである。

「序 2つの西周——〈啓蒙思想家〉と〈軍国主義の創始者〉」は、西周に関する研究史を検討したうえで、本論の構成を説明している。西は〈啓蒙的知識人〉と称される一方で、「軍人勅諭」の起草者であることに伴う〈軍国主義の創始者〉という印象が払拭できず、このことがこれまで西の政治思想の全体像を解明する際に躓きの石となってきたことを指摘する。しかしながら、西の軍事社会論は実は裏返しの平常社会論という側面を有しており、このような角度から軍事社会論を含む西の議論を再検討することで、従来の分裂した西周像を克服する可能性が示唆される。

「第一章 『平常社会』論としての軍事社会論」では、序を受けて、軍事社会論を西が著したときの時代状況や社会背景を押さえ、軍事社会論の基礎的読解を行うことで第二章以下の導入としている。西は確かに「軍人勅諭」を起草したが、それは官僚としての立場上要請に応じてなされた作業であり、西自身軍事の専門家ではないことは明確に認識していた。さらに、「軍人勅諭」が起草された頃の社会状況は、軍紀の乱れや軍人による犯罪が顕在化しており、無秩序な軍隊を法律や規律によって統制し市民社会を脅かさないように軍隊を再構成することが必要であった。従って、西が軍事社会論を展開したときに念頭に置かれていたものは、後に「軍人勅諭」が解釈された文脈とはかなり異なるものであり、西は軍事社会論を展開することで裏から平常社会論を展開していたのである。著者はさらに、西の統帥権に関する議論を分析し、西南戦争に象徴されるような薩派参議と軍隊内の無規律が連動した政治不安を解消するために、「太政官によることのない兵権」の樹立の必要性が統帥権論の背景にあったことを指摘し、西における三権分立論の位置をあわせて論じている。

「第二章 法秩序論」は、平常社会論と軍事社会論を貫く西の秩序像と秩序形成の方法を論じている。ここでは「政略論」や「兵家徳行」を中心的素材としながら、西において理想とされた法秩序が慣習法にあったこと、しかし明治維新という革命的状況直後に秩序形成の課題を担った西には、長期間かけた自然な慣習形成による法秩序は期待できず、慣習法の利点を最大限取り入れた形での成文法に頼らざるをえなかったことが指摘される。そのうえで、法の内面化や規律化を担保する方法を、西が軍事社会論のなかで「従命」という概念を提示することで論じようとしていたことが描かれている。

「第三章 <君子の哲学>としての『功利主義』」は、従来の研究でほとんど本格的に扱われることのなかった J.S.Mill, *Utilitarianism* の西による漢訳『利学』を縦横無尽に参照しながら、法秩序の形成に関わる問題として西の功利主義理解を論じている。従来西の功利主義が論じられる時、専ら参照されていたのは通俗書である『人生三宝説』であったが、著者は、西の功利主義は<民>に向けて消極的功利主義原理を説いた『人生三宝説』と、<君子>に向けて積極的功利主義原理を説いた『利学』という重層的構成を持っており、西が「功利主義」は、否定的用語ともなる「功利」の主義としてではなく、規範を成立させる根拠についての哲学として捉えていたことを明快に指摘している。

「第四章 宗教の再構成——西周における啓蒙の戦略——」は、「知」によって順法を担保する発想を示したものとして西の「宗教」論を再解釈したものである。各人の徹底的な自己利益の追求は場合によっては却って自己利益を阻害することがあるが故に、競争当事者間で一定のルールを順守することが得であるという理屈が成り立つためには、その理屈を理解する思考能力が必要である。著者は、西の「宗教」論を、このような順法を担保する知的能力の涵養という観点から読解し、法秩序論を補完するものとして位置づけている。

「おわりに 法治社会における道徳の行方」は、「道徳の強制」を避けようとした西周が、それにも拘らず、あるいはそうであるが故に抱え込んだ、法治社会における道徳というアポリアの所在を示すことで、西の取り組んだ問題の重要性を総括的に論じている。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は次のような点で評価することができる。第一に、本論文は現時点で最も本格的な西周の政治思想に関する研究である。序で触れられているように、従来西周研究は翻訳語の成立史や「軍人勅諭」に関する政治史研究が大半であり、明治啓蒙の思想家として扱われる場合でも、私益の肯定という功利主義の表面的な性格のみが評価されるにとどまっていた。これに対して本論文は、これまでほとんど利用されてこなかった『利学』を読み解き、西の功利主義の重層的な構造を明らかにしたうえで、それをより広い法秩序論の文脈に位置づけることで西の思想の全体像を明晰に描き出している。また副題の法秩序観における伝統と近代という主題についても、単に伝統思想を一枚岩的に捉えるのではなく、儒学のみならず兵学、法家、仏教など様々な要素の複合体であることを押さえたうえで、西における伝統思想の継承と読み替えを論じているのは、論文に奥行きを与えている。

第二に、西周の多面的な著述活動を踏まえながらも、単なる伝記的事実の解明ではなく、西の提示した課題を政治理論の問題として捉えようとした姿勢が挙げられる。従来、私益の端的な肯定という視点のみから評価されていた西の功利主義を、法や規律に対する考え方と関連した秩序観として捉えより広い理論的問題を提示したこと、そして法や規律の内面的定着化の問題として宗教、知性、心理という次元の問題にまで踏み込んで、西の思想を再構成したことは、本論文の特色として評価できる。

第三に、西周の置かれた歴史的な文脈を十分踏まえつつも、現代の倫理思想につながる問題を提示した点が指摘できる。これまでの日本政治思想史研究において、功利主義は強い関心を集めてきたとは言いがたいが、本論文の結びの部分で示唆されているように、現代日本社会において、功利主義的な秩序観を前提にしたとき法秩序における道徳はいかなる位置を占めるのかという問題は、実は極めて重要な問題である。この意味で提出論文は、歴史に内在しつつ現代的課題を提示したものとして評価することができよう。

だが、提出論文にはいくつかの弱点と思われる箇所も存在する。第一に、著者の提起する西における倫理の心理的基礎付けという主題は、より広い歴史的な文脈を考慮に置くことでさらに発展させ得るのではないか。本論文では西の視域にあったイギリスの倫理思想には注意を払っているが、同時代の他の西欧諸国の倫理思想の展開には、必ずしも考察が届いていない。またそもそも神学や超越的契機を欠く傾向も生じた日本において倫理の心理的基礎付けという問題系がどのような展開をたどるのか、という問題群も今後の課題には成り得るであろう。

第二に、本論文は「軍人勅諭」起草時の社会的背景などの叙述に示されるように、総じて西周の同時代の状況は精確に把握されているが、より長期の日本思想史の展開について著者がどのような理解を示しているのかやや不鮮明な箇所も存在する。例えば、西の統帥権や三権分立理解を論ずる際に傍証として援用される穂積八束の憲法論・天皇論はどの程度まで西の法秩序観と同質なものとして扱えるのか、というような疑問は残るように思われる。

しかしながら、これらの点は本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。総じて、本論文は、この数十年間研究の途絶えていた観のあった西周研究を高水準で再生した研究であり、学界に対して多大な貢献をしたものと認めることができる。以上の点から審査委員会は、本論文の提出者は、博士（学術）の学位を授与されるのにふさわしいと判断する。